

宣誓・同意書

松江市事業復活支援金給付要綱（以下この様式において「本要綱」という。）第8条の規定に基づき、次の1から4までの事項のいずれにも宣誓し、及び次の5から8までの事項のいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、市長が本要綱第11条第1項の規定に基づいて給付額を決定する前であれば、支援金の給付申請を取り下げ、既に支援金の給付を受けていた場合は、速やかに松江市に支援金を返還します。

- 1 給付要件を満たしていること。
  - ※ 売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類に基づく対象月の月間の事業収入等が、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらず、基準期間の同月比で20%以上30%未満減少している必要がある。ただし、本要綱第7条に規定する申請特例を用いる場合は、その申請特例該当要件による。
  - ※ 支援金の趣旨・目的に照らして適当でない理由により対象月の月間の事業収入等が基準期間の同月比で20%以上30%未満減少している場合（例えば、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、給付要件を満たさない。
    - (1) 新型コロナウイルス感染症影響とは関係なく事業収入等が減少している時期を対象月としている場合
    - (2) 通常事業収入等を得られない時期を対象月とすることで算定上事業収入等が減少している場合
    - (3) 売上計上基準の変更又は顧客との取引時期の調整をしている場合
    - (4) 行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業承継の直後であること等によって単に営業日数等が少ない場合
- 2 本要綱第6条第1項の規定により市長に提出した申請書の記載内容、証拠書類その他必要書類（以下この様式において「申請書類等」という。）に虚偽のないこと。
- 3 本要綱第9条の不給付要件に該当しないこと。
- 4 支援金の給付を受けた後においても事業の継続及び立て直しをする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行うこと。
- 5 事務局等が本要綱第10条の規定に基づいて行う申請書類等の不備修正等の依頼、事情聴取、立入検査その他の調査に応じること。
- 6 本要綱に定める無資格受給又は不正受給が発覚した場合には、本要綱第14条及び第15条の規定に基づき、給付を受けた支援金について、返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられることがあること。
- 7 支援金の受領に係る審査のため、暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者ではないことを市が関係機関（鳥根県警察本部等）へ照会すること。
- 8 本要綱及び松江市事業復活支援金申請要領に従うこと。

令和4年 月 日

（あて先）松江市長

申請者 法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）